

## 第5章 計画の推進

### 1 基本的な姿勢

社会情勢の変化等により人権に関する課題が複雑化・多様化するなか、市民一人ひとりの人権尊重の意識を高め、多様な人権問題を解決、解消していくためには、広い視野に立って取組みを進めることが大切です。

そのためには、行政だけでなく教育機関や企業等事業所、地域で活動する団体やボランティア等と連携し、それぞれが人権問題についての正しい認識を持つことが求められます。

また、市民一人ひとりが人権に関する課題を身近な問題として捉えられるよう、さまざまな機会・手段を通じて、人権教育・啓発を行う必要があります。

こうしたことから、市においては、個別の人権課題について関係機関等と連携しながら、人権尊重の社会を実現するための諸施策を進めます。

### 2 推進体制

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、知立市人権施策推進本部を中心とした全庁的な取組みを進めます。関係部課相互の緊密な連絡調整を図り、総合的かつ効果的に諸施策の推進に努めるとともに、本計画の趣旨を十分踏まえたうえで実施します。

また、人権に関する施策が広範な取組みとして展開されるよう、国・県・近隣自治体をはじめとした関係機関などとも緊密に連携、協力しながら推進します。

### 3 継続的な取組み

人権問題は、社会の複雑化・多様化や情報化、高度化などその時々の流れの中で変化し、さまざまな形で新たに問題が発生する可能性があります。時代のニーズにあった施策の実施に努め、継続的な取組みを進めます。

そのため、本計画に掲げた内容については、知立市人権施策推進本部のもと実施計画を策定し、進捗状況を把握し、適切な進行管理を行います。